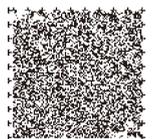


參考資料



参考資料

資料1 まち歩き点検のまとめ

(1)まち歩き点検の概要

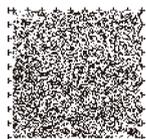
大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プランの改定にあたり、バリアフリーに関する具体的な問題点や課題を利用者の視点で抽出し、計画に反映させることを目的として、区民部会構成メンバーによるまち歩き点検を実施しました。

①区民部会構成メンバー

所属等	人数(人)
大田区肢体障害者福祉協会	3
大田区視覚障害者福祉協会	3
大田区聴覚障害者協会	3
大田区手をつなぐ育成会	1
大田区精神障がい者家族連絡会	3
大田区シニアクラブ連合会	4
共に生きるまち大田	1
学識経験者	2

②対象地区・日程

対象地区	実施日
蒲田駅周辺地区	令和3年10月28日(木)
大森駅周辺地区	令和3年11月9日(火)
さぼーとぴあ周辺地区	※1名別日に実施

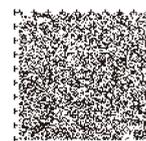


③まち歩き点検ルート

対象地区	ルート及び対象施設
蒲田駅周辺地区	A班: (蒲田駅西口)～志茂田福祉センター～志茂田小学校
	B班: 京急蒲田駅～アパホテル(京急蒲田駅前)～ライフ京急蒲田店～ウイングキッチン京急蒲田
	C班: 北蒲広場～梅屋敷駅～大田区総合体育館～蒲田図書館
大森駅周辺地区	D班: 山王小学校～みずほ銀行大森支店～(大森駅)
さぽーとぴあ周辺地区	E班: 大森地域庁舎～入新井第四小学校

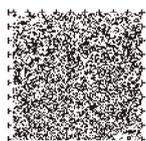
()内は集合・解散場所

図1 まち歩き点検ルート図



④まち歩き点検参加者

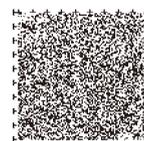
所属等	参加人数(人)				
	令和3年10月28日			令和3年11月9日	
	A班	B班	C班	D班	E班
大田区肢体障害者福祉協会	1		1		1
大田区視覚障害者福祉協会	1	1	1	2	1
大田区聴覚障害者協会		1			
大田区手をつなぐ育成会		1		1	
大田区精神障がい者家族連絡会			2		1
大田区シニアクラブ連合会	1	1	1	1	1
共に生きるまち大田	1				
学識経験者				1	
計	4	4	5	5	4



(2) A班ルート of 主な意見

A班: 蒲田駅西口(集合場所)～志茂田福祉センター～志茂田小学校

<p>環状八号線～踏切 グレーチングの間隔が大きめ(4cm程度)なので、白杖が引っかかるのではないかと。</p>	
<p>踏切～志茂田福祉センター 歩道が狭く歩きにくい。</p>	
<p>志茂田福祉センター:一般トイレ 多機能トイレと同じように、聴覚障がい者向けの非常時を知らせるライトを設置することはできないのか。</p>	
<p>志茂田福祉センター:多機能トイレ 利用者と介助者の性別が違う場合等に対応するため、簡易的なカーテンを設置することはできないのか。</p>	
<p>志茂田小学校:出入口 電動車いすでの通行には問題ないが、手動ではきつと思う。</p>	



(3) B班ルート of 主な意見

B班: 京急蒲田駅～アパホテル(京急蒲田駅前)～ライフ京急蒲田店～ウイングキッチン京急蒲田

京急蒲田駅西口交差点

歩行者用信号の青が点灯している時間が短い。また、音響式信号機の音が聞こえにくい。



京急蒲田駅入口バス停

視覚障がい者誘導用ブロックがなくバス停の位置がわからない。



アパホテル(京急蒲田駅前): トイレ

サインが小さくてわかりにくい。



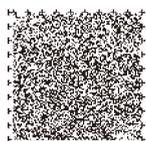
ライフ京急蒲田店: サービスカウンター

筆談ボードがあるとよい。



ウイングキッチン京急蒲田: トイレ

利用時間の案内が扉に表示されているため、扉が開いている時は進行方向から見づらい。正面から見えるようにしてほしい。



(4) C班ルート of 主な意見

C班: 北蒲広場～梅屋敷駅～大田区総合体育館～蒲田図書館

北蒲広場: 多機能トイレ
オストメイト用設備がない。



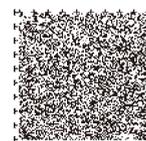
北蒲広場～梅屋敷駅
ガードレールの内側は幅が狭いため、車いすは車道を通らなければならない。



大田区総合体育館: 多機能トイレ
多機能トイレが2か所あり、手すりの配置が左右対称となっている。トイレ内を見ないでも手すりの配置がわかるように、扉などに表示してあるとよい。



蒲田図書館: トイレ
ベビーチェア、ベビーベッドがない。



(5) D班ルート of 主な意見

D班:山王小学校～みずほ銀行大森支店～大森駅(解散場所)

山王小学校:昇降口

スロープの両側は段差になっているので、視覚障がい者にとって危険である。



大森駅[山王口]バス停

バス停に上屋がない。



山王口交差点

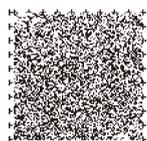
一部の信号機に音響機能がない。また、歩行者用信号の青が点灯している時間が短く、高齢者や障がい者は渡り切れない。

《歩車分離式信号、1か所音響機能あり》



みずほ銀行大森支店:出入口

出入口からATMや受付まで視覚障がい者用の誘導ブロックがない。



(6) E班ルート of 主な意見

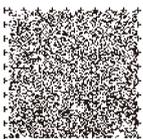
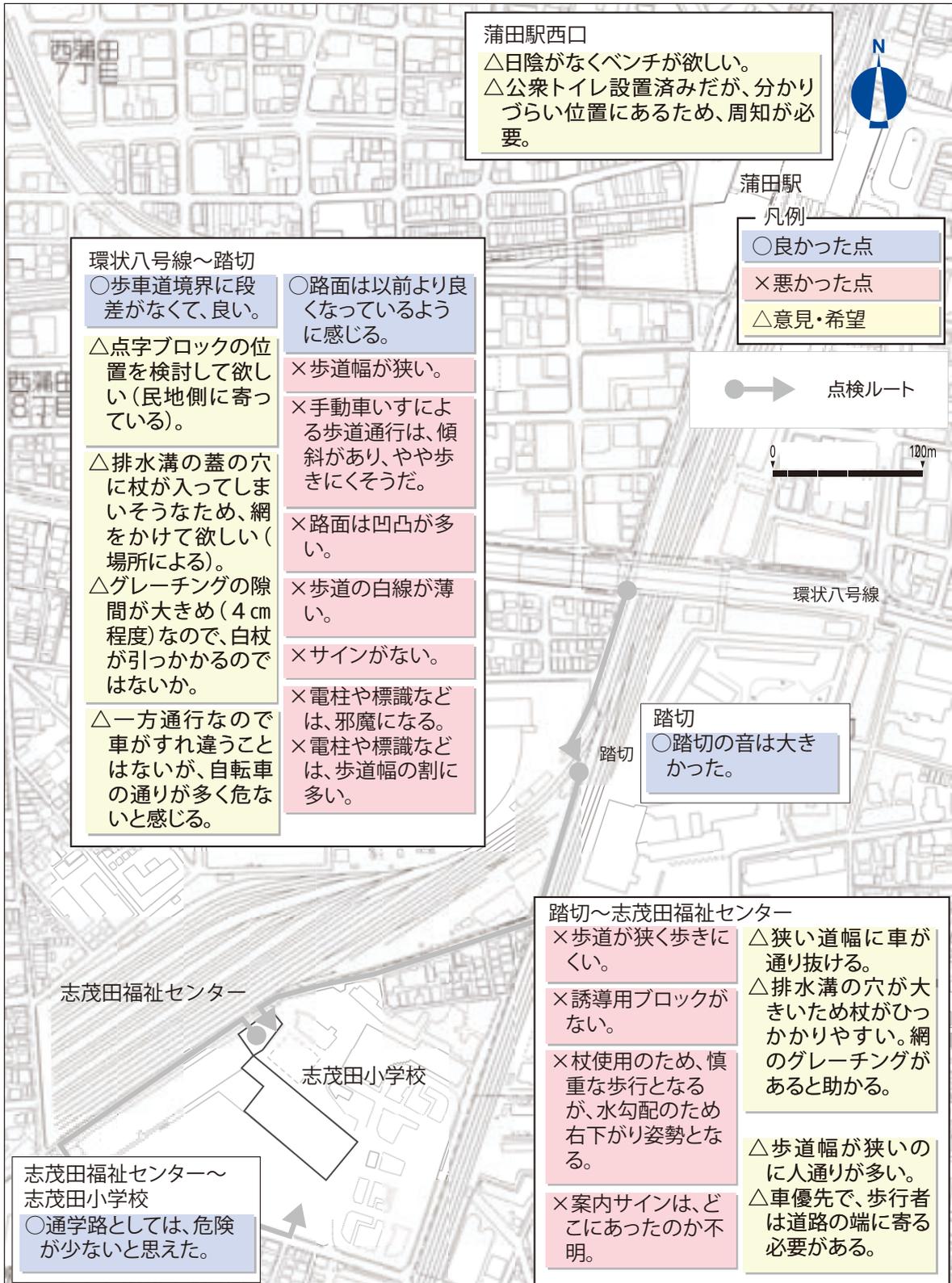
E班:大森地域庁舎～入新井第四小学校

<p>大森地域庁舎:建物内案内 館内触知図がない。</p>	
<p>大森地域庁舎:授乳室 乳幼児を抱えて2階に鍵を取りにいかねばならない仕組みは使い勝手が悪い。</p>	
<p>緑道の交差点 曲がり角部分について、視覚障がい者誘導用ブロック等がない。</p>	
<p>入新井第四小学校:出入口 段差があるため、車いす使用者が通れない。</p>	
<p>入新井第四小学校:一般トイレ 洋式便器の数が少なく(職員用女子トイレは5基中1基)、手すりもない。</p>	



(7)まち歩き点検の結果(詳細意見)

A班/ルート



A班/対象施設【志茂田福祉センター】

— 凡例 —

○良かった点
×悪かった点
△意見・希望

出入口～受付
△音サインがあると便利だ。

△受付カウンターはもう少し広い方がよい。



カウンター

トイレ
△多機能トイレと同じように、聴覚障がい者向けの非常時を知らせるライトを設置することはできないのか。

×手すりが付いていない個室もある。



階段





トイレ

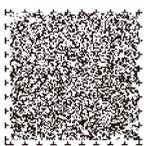
通路・サイン
○とても広く通りやすい。
○サインは判りやすく大きくて良い。

多機能トイレ
×ベビーベッドやベビーチェアが設置されていない。

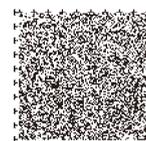
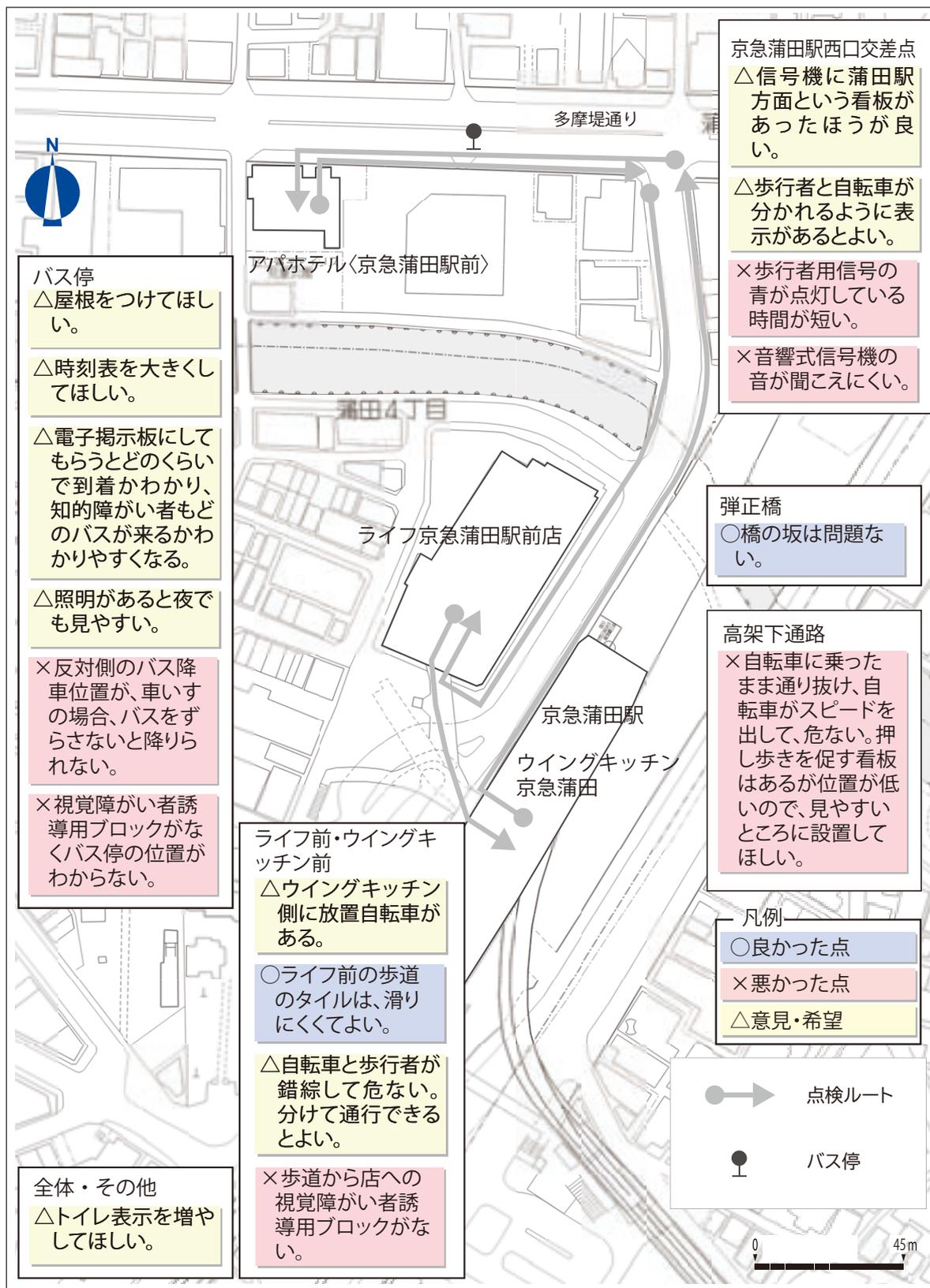
△利用者と介助者の性別が違う場合等に対応するため、簡易的なカーテンを設置することはできないのか。



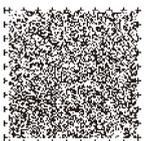
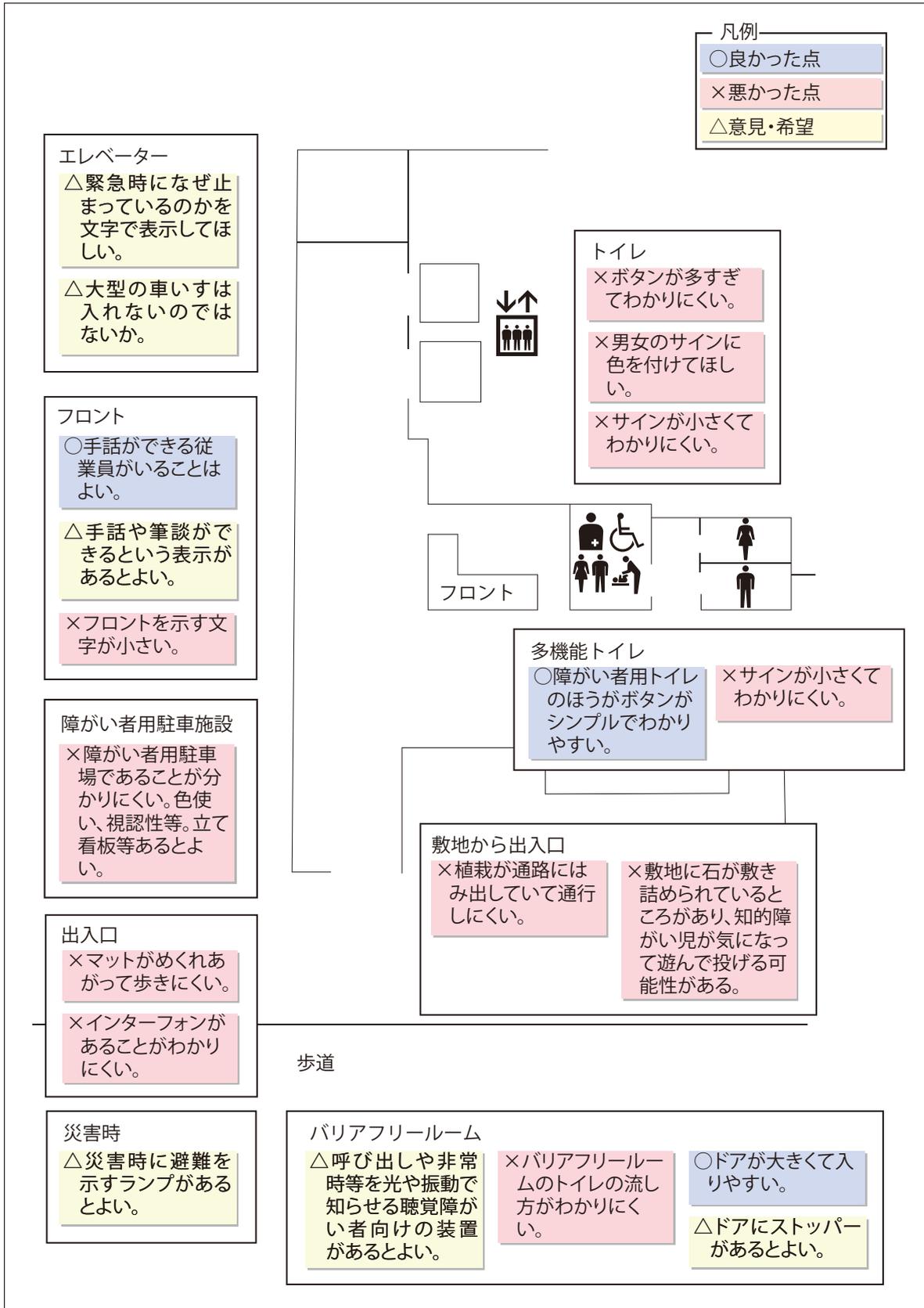
多機能トイレ



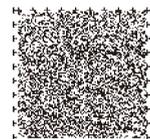
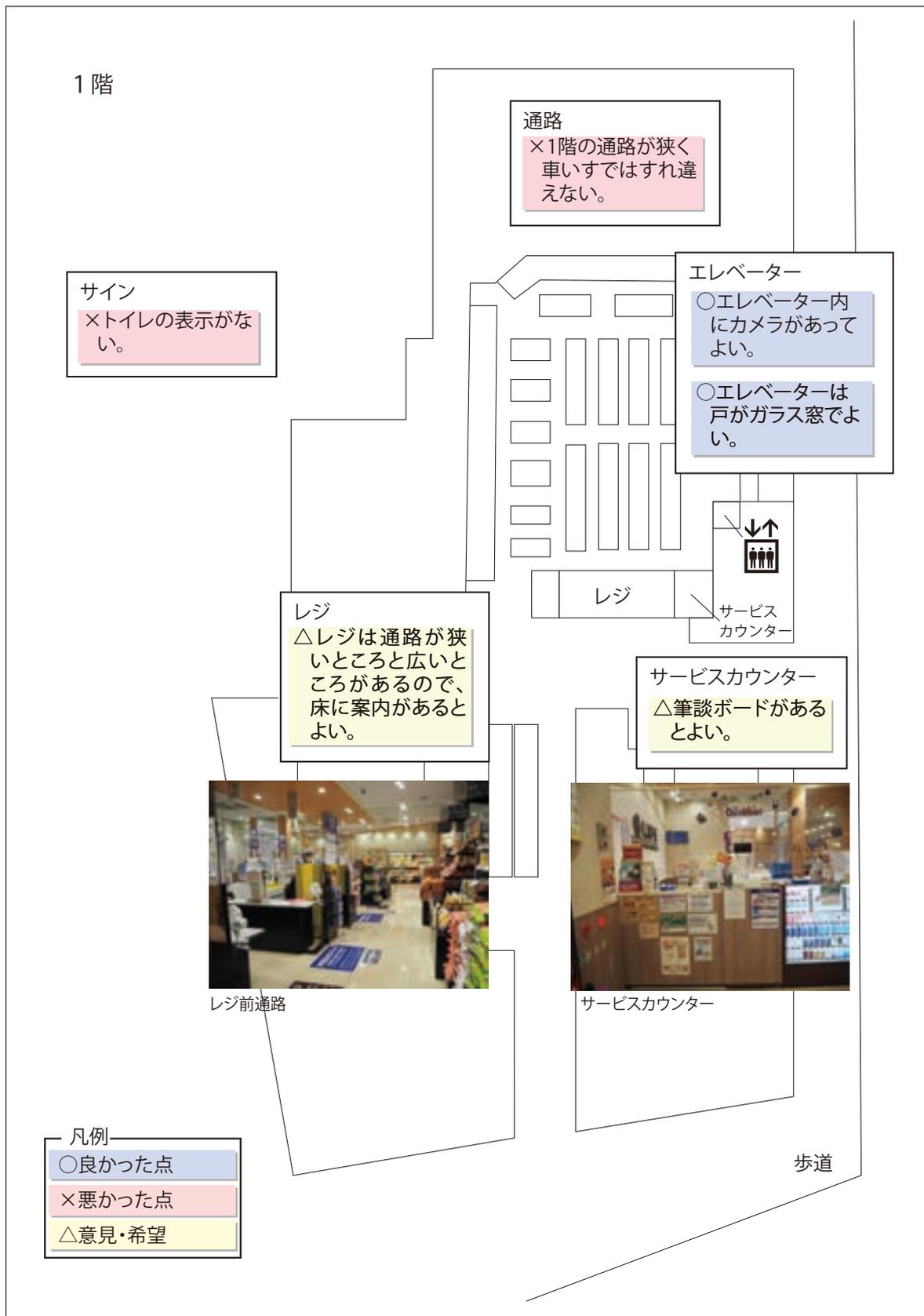
B班/ルート



B班/対象施設【アパホテル〈京急蒲田駅前〉】



B班/対象施設【ライフ京急蒲田店】



B班 / 対象施設【ウイングキッチン京急蒲田】

凡例

- 良かった点
- ×悪かった点
- △意見・希望

トイレ・多機能トイレ

×トイレの利用時間の案内が扉に表示されているため、扉が開いている時は進行方向から見づら。正面から見えるようにしてほしい。



トイレの時間表示



エレベーター

×エレベーターのサインが改札側にしかない。

○エレベーターは戸がガラス窓でよい。



エレベーター



障がい者用駐車施設

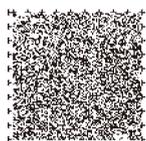
×障がい者用駐車施設は床面のサインだけではわかりにくいので、壁面にもサインがあるとよい。

インターフォン

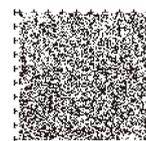
×インターフォンの位置がわかりにくい。



インターフォン



C班/ルート



C班/対象施設【北蒲広場】

凡例

○良かった点
×悪かった点
△意見・希望



階段

階段

△階段の手すりは両側にあるとよい。

出入口～受付・エレベーター

△受付の位置を示す案内(矢印)があるとよい。

△エレベーターの位置を示す案内(矢印)があるとよい。

×案内板に点字がない。

△受付前の机と壁の間が狭い。車いすの通行に配慮して机を配置してほしい。



トイレ

△トイレの位置を示す点字の案内板や音声案内を設置してほしい。

△トイレの扉に和式、洋式の区別を表示してほしい。

エレベーター

○エレベーターに音声案内とボタンの点字があった。

多機能トイレ

×多機能トイレのサインが目立たない。

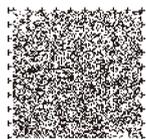
△多機能トイレは自動ドアにしてほしい。

△多機能トイレのトイレトーパーホルダーは両側に設置してほしい。

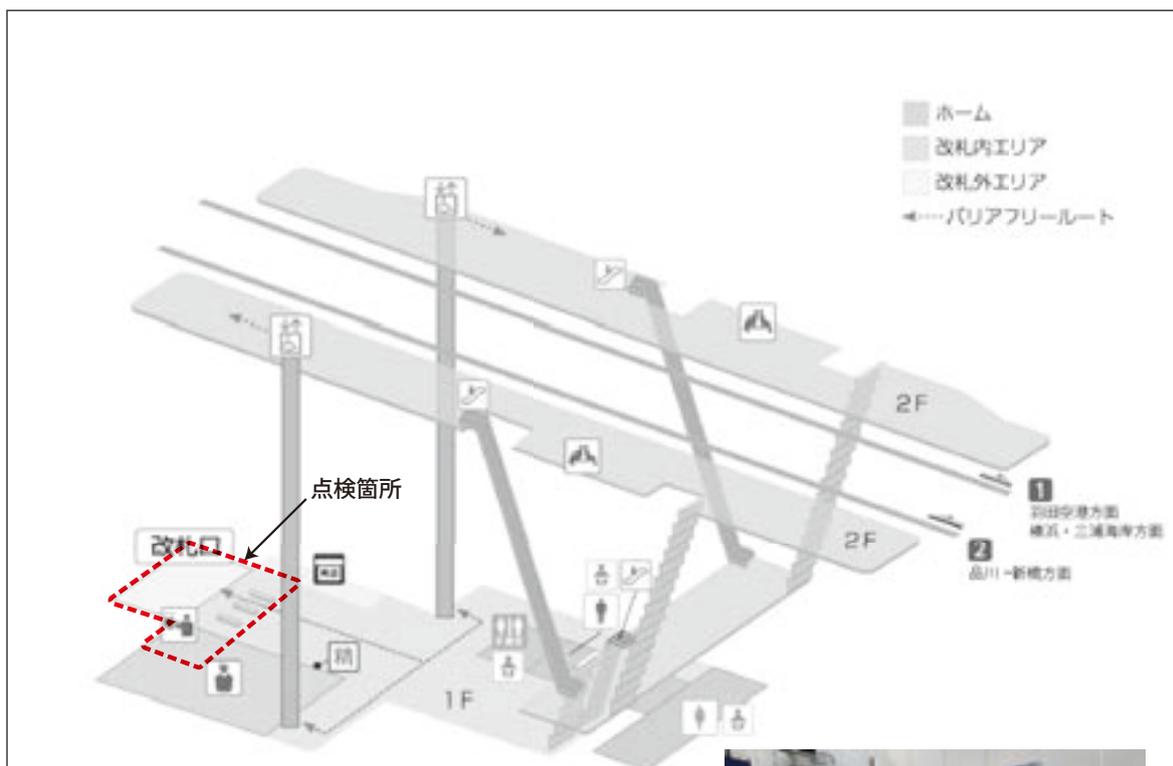
×トイレにオストメイト用設備がない。



多機能トイレ



C班/対象施設【梅屋敷駅】



- 券売機**
- △券売機のパネルがもう少し低い位置にあれば、車いす使用者も操作しやすい。
 - 点字の運賃表があった。
 - 点字付きの構内案内図があった。

- 有人改札口**
- 車いす使用者に対応したローカウンターがあった。
 - 筆談用具があった。
 - △筆談用具ありの表示は見つけやすい位置に表示してほしい。

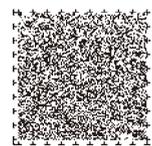
- 凡例**
- 良かった点
 - ×悪かった点
 - △意見・希望



有人改札口



券売機



C班/対象施設【大田区総合体育館】



ローカウンター



地下1階

受付

- 受付まで視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていた。
- △受付のローカウンターは、車いす使用者が利用できるように、椅子を置かないでほしい。



多機能トイレ



地下2階（駐車場）

トイレ

- △多機能トイレが2か所あり、手すりの配置が左右対称となっている。トイレ内を見なくても手すりの配置がわかるように、扉などに表示してあるとよい。
- △多機能トイレは自動ドアがよい。

凡例

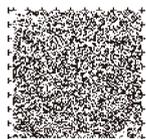
- 良かった点
- ×悪かった点
- △意見・希望



障がい者用駐車場

駐車場

- 障がい者用の駐車場が3台分あった。



C班/対象施設【蒲田図書館】

凡例

○良かった点

×悪かった点

△意見・希望



受付のローカウンター

受付

○ローカウンターは車いすで利用しやすい高さになっている。

○受付に「よやくのうけとり」「とうろく、そうだん」などのひらがなの案内があるのがよい。



体育館側出入口

体育館側出入口

×図書館北側(公園側)の歩道は車道との境に段差がある。



エレベーター

×エレベーターは大型の車いすだと狭い。

トイレ

×トイレまでの通路がやや狭い。

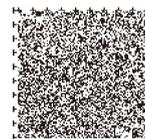
×多機能トイレの位置がわかりにくい。

×多機能トイレがやや狭い。大型の車いすだと回転が難しい。

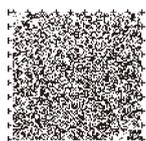
×トイレにベビーチェア、ベビーベッドがない。



多機能トイレ



D班/ルート



D班 / 対象施設【山王小学校】

校門～昇降口

- × 門扉の幅員が車いすだとやや狭い。視覚障がい者はガイドヘルパーと並んで通れない。
- 校門から昇降口まで軒下を通行できるため、雨でも傘をささずにすむ。



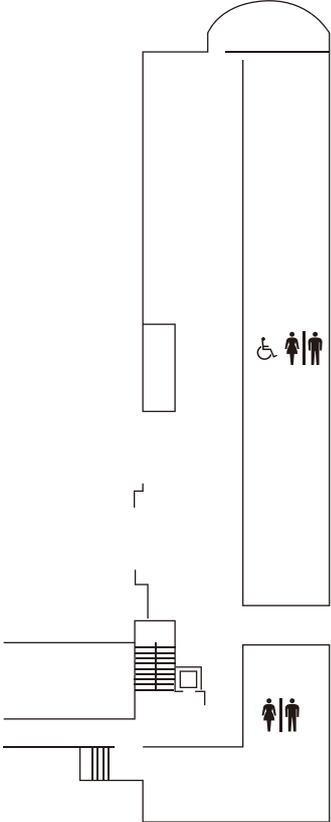
校門

凡例

- 良かった点
- × 悪かった点
- △ 意見・希望

昇降口・受付

- × 昇降口の段差は、視覚障がい者にはわからないので、危ない。
- △ 昇降口にあるスロープが受付から離れているので、スロープの位置を示すサインがあるとよい。
- × スロープの両側は段差になっているので、視覚障がい者にとって危険である。
- △ 昇降口のスロープ側にも校内の案内図を設けるなど何らかの案内があるとよい。
- △ 受付の窓の位置が車いす使用者にはやや高い。呼び出し用のベルやインターホンがあるとよい。
- △ 昇降口に椅子が置いてあれば、靴の脱ぎ履きがしやすくなる。





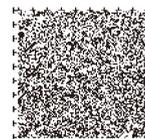
車いす使用者対応トイレ

トイレ

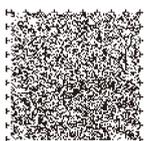
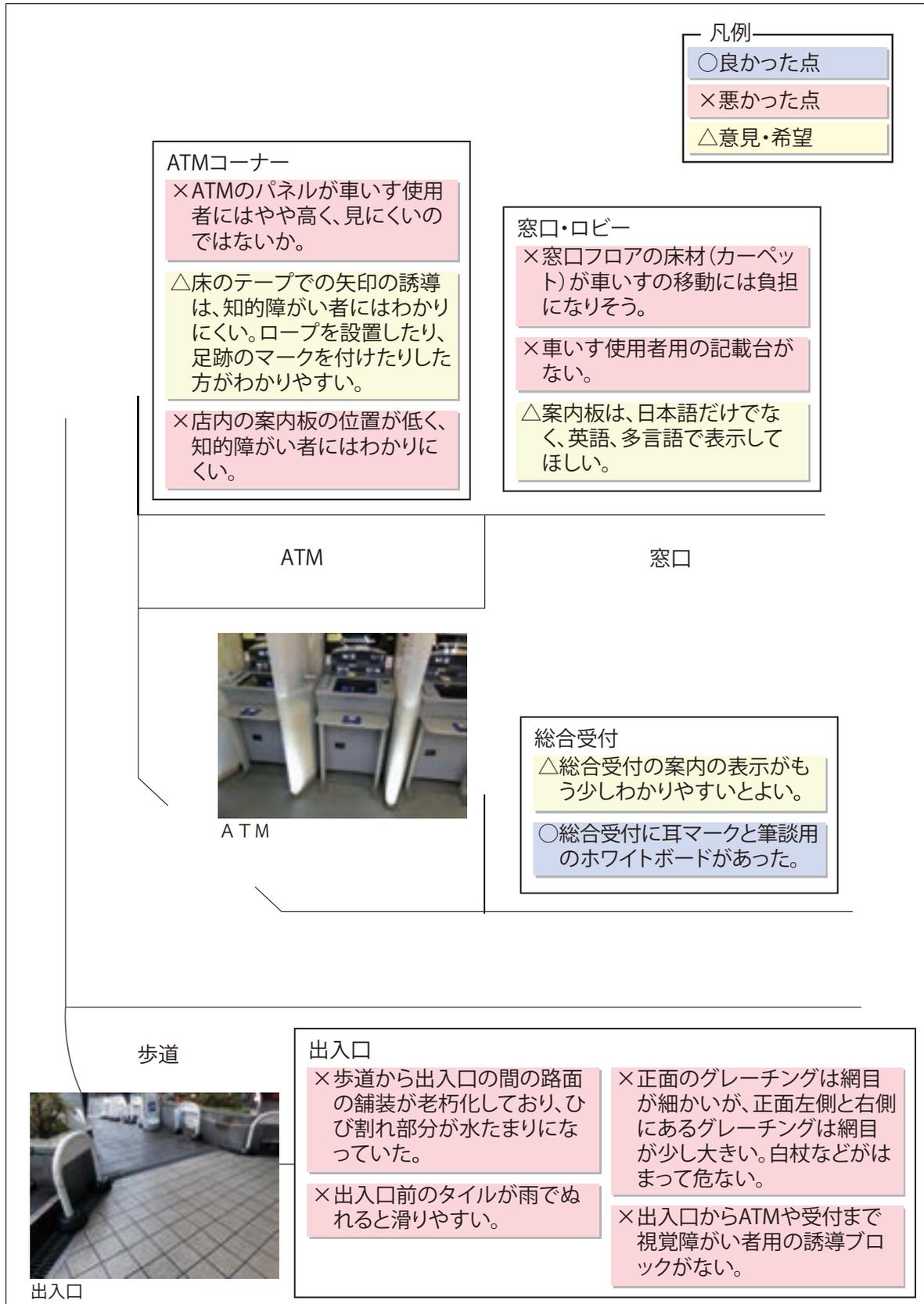
- × トイレにベビーチェアとベビーベッドがない。
- × 避難所として利用するときのため、ベビーチェアやベビーベッドがあった方がよい。
- × 車いす使用者対応トイレのモップを掛けている位置が車いす使用者にとって邪魔になる。

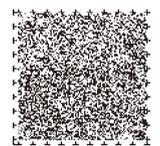
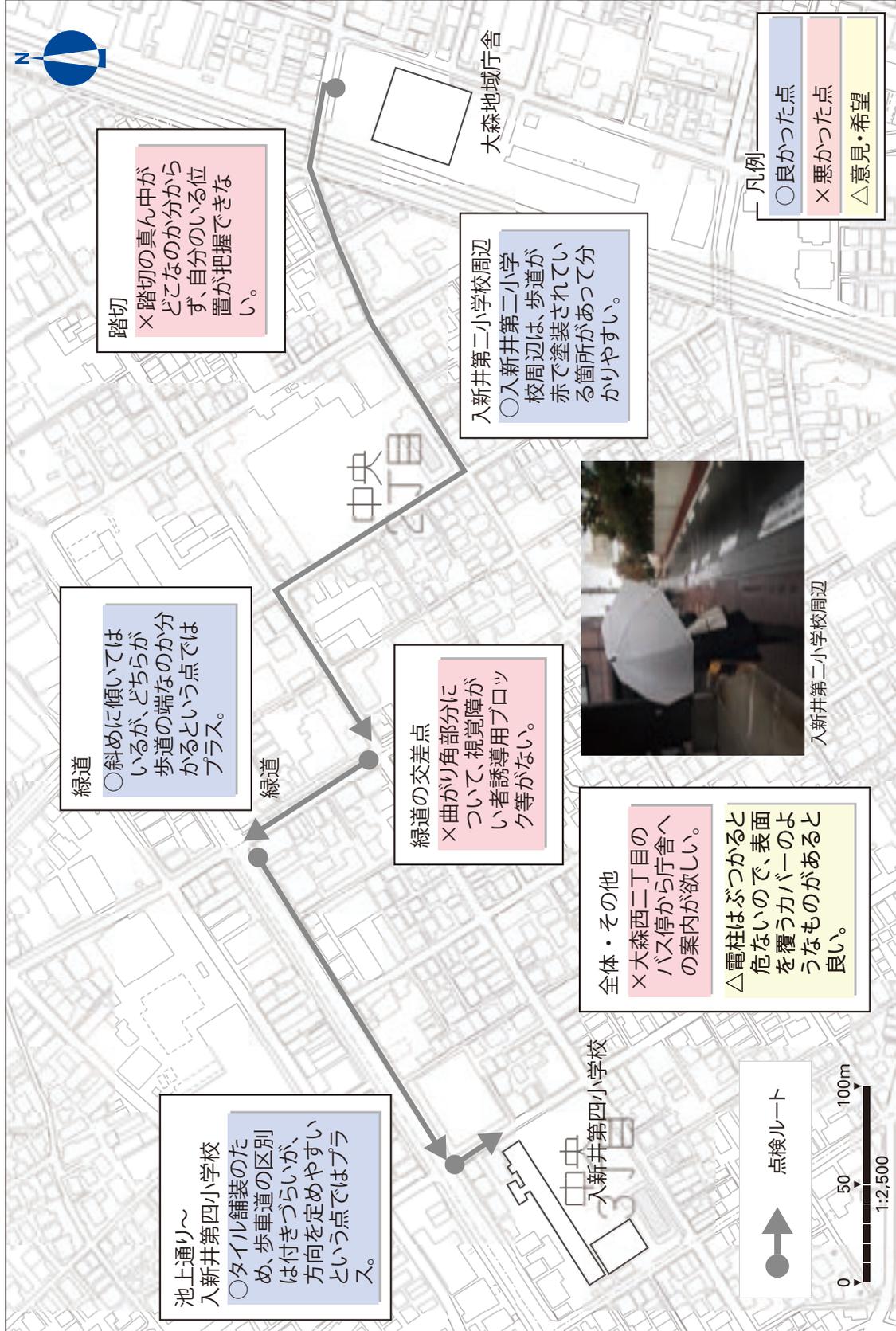


昇降口のスロープ



D班/対象施設【みずほ銀行大森支店】





E班/対象施設【大森地域庁舎】

凡例

- 良かった点
- ×悪かった点
- △意見・希望

出入口

×シグナルエイドの反応が悪い。

△スピーカーはドアの真上にある方が分かりやすい。

○広くて入りやすい。

案内板

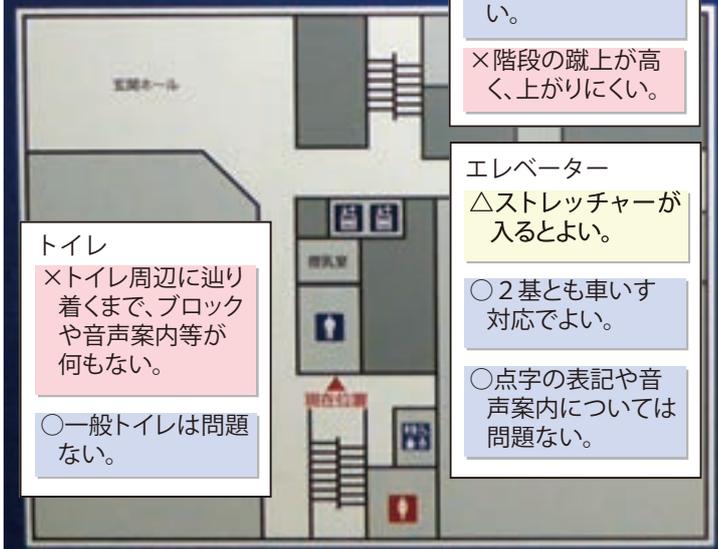
○色が見やすい。

○正面にあるのがいい。

○見やすい。

建物内移動

×本庁舎でも使用されているラバーによる誘導は、一般の白杖では分かりづらい。



階段

○手すりは問題ない。

×階段の蹴上が高く、上がりにくい。

エレベーター

△ストレッチャーが入るとよい。

○2基とも車いす対応でよい。

○点字の表記や音声案内については問題ない。

触知案内図

×館内触知図がない。

道路から建物出入口

△庁舎のサインは、大きく、縦のものがよい。

○段差がなくて、良い。

×公道からの誘導は少し分かりづらい。

×グレーチングの粗い箇所が所々あり、一般の白杖では引っかかる。

トイレ

×トイレ周辺に辿り着くまで、ブロックや音声案内等が何も無い。

○一般トイレは問題ない。

授乳室

×乳幼児を抱えて2階に鍵を取りにいかねばならない仕組みは使い勝手が悪い。

△粉ミルク用のお湯があったほうがいいのではないかと。

多機能トイレ

○有事の際、中の声が外にもちゃんと聞こえて、良い。

○着替え台があつて良い。

○流すという文字が大きくてよい。

△異性介助のため、カーテンをつけてほしいという要望が増えてきている。

○入口のボタンは、車いすの方にもちょうど良い高さである。

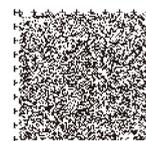
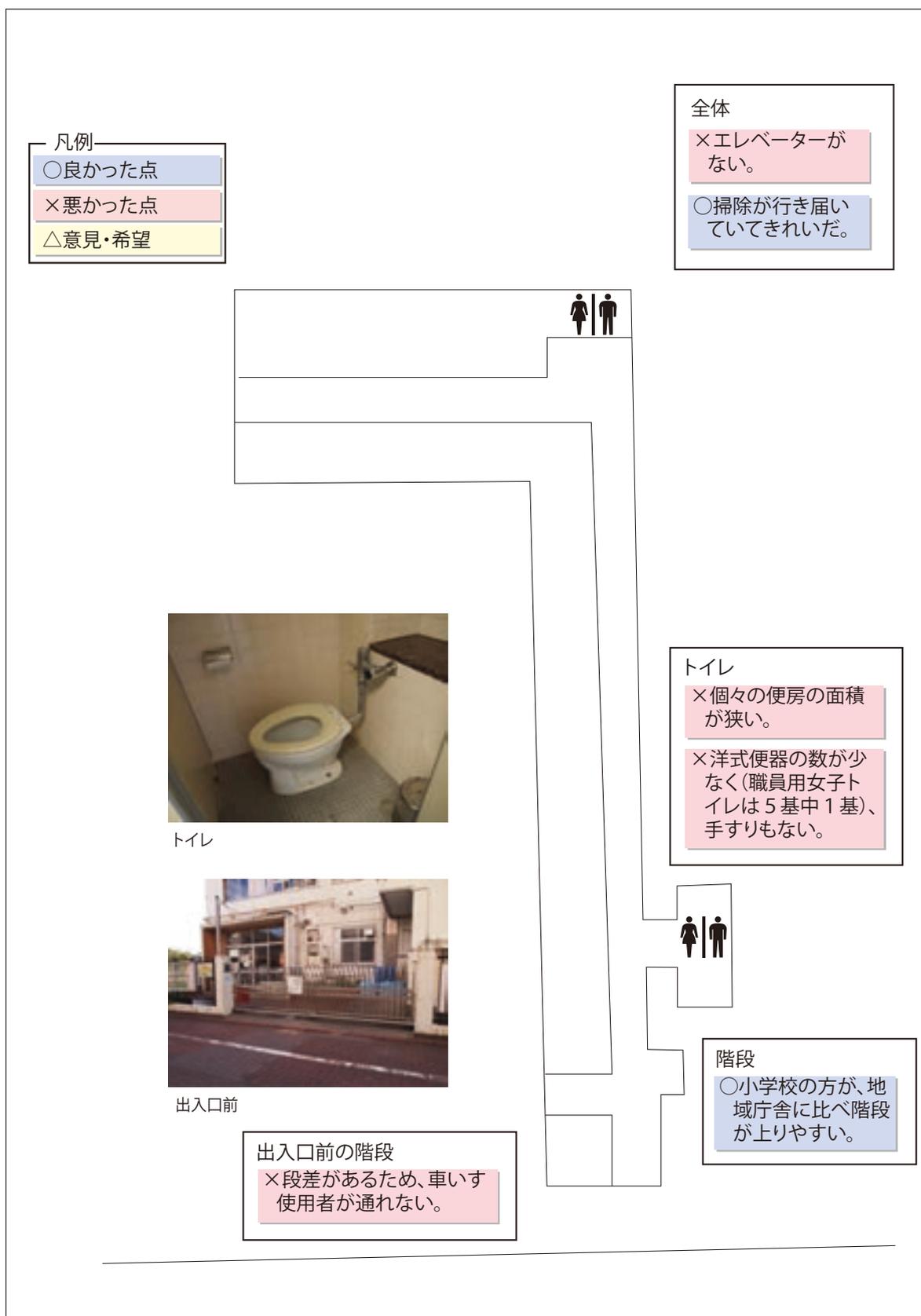
その他・全体

△受付は各階にお越しく下さいと案内があるとよい。

△壁や柱の角について、面取り等丸みのある仕上げがよい。

106

E班 / 対象施設【入新井第四小学校】



資料2 事業者アンケートのまとめ

(1) アンケート調査の概要

大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プランの改定にあたり、重点整備地区内の生活関連施設である建築物を対象に、バリアフリーの現状や今後の方針等について把握するため、令和3年7～8月にアンケート調査を実施しました。

表1 アンケート調査の対象施設

種類		対象範囲
建築物	公共・公益施設	区役所本庁舎・地域庁舎・特別出張所、税務署、警察署、郵便局・銀行等
	福祉・医療施設	高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、病院等
	文化・教養施設	図書館、区民センター、文化センター等
	教育施設	公立小学校、公立中学校等
	スポーツ施設	総合体育館
	商業施設	店舗面積500㎡以上の小売店
	宿泊施設	都市ホテル(床面積1,000㎡以上のもの)

表2 施設種類別アンケート配布・回収数

対象施設	配布数(票)	回収数(票)	回収率
公共・公益施設	35	15	42.9%
福祉・医療施設	18	10	55.6%
文化・教養施設	15	15	100%
教育施設	13	11	84.6%
スポーツ施設	1	1	100%
商業施設	28	12	42.9%
宿泊施設	34	12	35.3%
計	144	76	52.8%

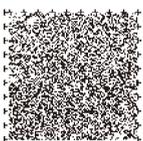


表3 既存・新規別アンケート配布・回収数

対象施設	配布数(票)	回収数(票)	回収率
既存施設	81	58	71.6%
新規施設	63	18	28.6%
計	144	76	52.8%

表4 地区別アンケート配布・回収数

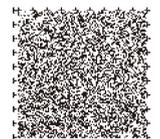
対象施設	配布数(票)	回収数(票)	回収率
蒲田駅周辺地区	90	46	51.1%
大森駅周辺地区	36	18	50.0%
さぼーとぴあ周辺地区	18	12	66.7%
計	144	76	52.8%

(2) アンケート調査の結果の概要

調査結果の概要をハード面とソフト面に分けて示します。

①ハード面

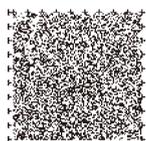
質問項目	結果の概要
出入口の幅員	・「100cm以上」が81.6%、「85cm以上100cm未満」が13.2%、「85cm未満」が1.3%
出入口の形状	・「自動ドア」が76.3%、「手動ドア」が21.1% ・「手動ドア」の施設は、文化・教養施設、教育施設、宿泊施設等となり、主に学校という結果
敷地の外部から主要な出入口までのアプローチ	・「階段や段差はなく平坦である」が47.3%、「階段や段差がある」が14.5%、「高低差を解消するスロープがある」が31.6%
視覚障がい者誘導用ブロック	・「連続してある」が39.5%、「一部にある」が18.4%、「ない」が38.2%
建物内案内	・「受付や案内用ローカウンターがある」、「筆談用具等の用意がある」が多く挙げられる一方で、「点字による施設案内がある」や「音や音声による案内がある」、「受付等に耳マークや筆談マーク、手話マークの表示がある」や「手話のできる人がいる」については対応が進んでいないという結果



質問項目	結果の概要
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・「ある」が71.1%、「ない」が25.0% ・「ない」は、公共・公益施設、福祉・医療施設、文化・教養施設、教育施設、商業施設等となり、主に学校という結果
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・「車いす使用者対応トイレがある」が68.4%、「オストメイト用設備がある」が35.5%、「おむつ交換台がある」が40.8%、「ベビーチェアがある」が31.6% ・「大型ベッドがある」は5.3%と対応が進んでいない結果
子育て支援環境	<ul style="list-style-type: none"> ・「授乳及びおむつ交換のできる独立した部屋やスペースがある」が18.4%、「廊下等を利用した授乳コーナーがある」が3.9%、「授乳及びおむつ交換のできる部屋がない」が46.1%
車いす使用者用駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・「駐車場がある」が52.6%、「駐車場がない」が42.1% ・「駐車場がある」施設のうち「車いす使用者用がある」が67.5%、「車いす使用者用がない」が32.5%
バリアフリー設備の整備予定	<ul style="list-style-type: none"> ・「予定がある」施設が23.7%で、その施設は、公共・公益施設、教育施設、商業施設であり、主に学校という結果 ・整備予定の設備は、トイレの洋式化、オストメイト用設備の設置、授乳室の設置、段差解消など

②ソフト面

質問項目	結果の概要
障がい等の理解を深める研修を行っている施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「実施している」が39.4%、「予定がある」が1.3%、「検討中である」が13.2% ・46.1%の施設が「特に何もしていない」と回答
障がい者や高齢者の対応(声掛け・手助け等)を行っている施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「実施している」が80.3%、「実施に向けて検討中である」が6.6% ・13.1%の施設が「特に何もしていない」と回答
ホームページ等による施設のバリアフリー情報の提供を行っている施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「実施している」が25.0%、「実施に向けて検討中である」が9.2%、 ・65.8%の施設が「特に何もしていない」と回答
障害者差別解消法について	<ul style="list-style-type: none"> ・「内容を知っている」が65.8%、「聞いたことがあるが、内容は知らない」が26.3%
さらにバリアフリー整備が必要となった場合の協力意向	<ul style="list-style-type: none"> ・「協力する」と答えた施設が13.1%、「事業によるが協力する」と答えた施設が79.0%



資料3 旧基本構想による特定事業の進捗状況

従前の“すいすい”プラン(蒲田駅・大森駅・さぼーとびあ周辺地区)では、基本的な取組方針に基づき、各事業者が取り組む事業(特定事業)を設定し、重点整備地区におけるバリアフリー化を推進してきました。特定事業の進捗状況の詳細は以下のとおりです。

(1) 蒲田駅周辺地区

全142事業のうち100事業が完了、11事業が着手済、15事業が継続実施です。
未実施は16事業あり、事業進捗率は88.7%です。

表5 旧基本構想における蒲田駅周辺地区の特定事業進捗状況

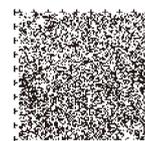
区分	令和2(2020)年度まで			継続実施	合計
	完了	着手済	未実施		
公共交通	10	—	—	4	14
道路	19	2	6	—	27
交通安全	—	9	—	—	9
建築物	68	—	9	8	85
その他	3	—	1	3	7
全事業 (進捗率)	100 (70.4%)	11 (7.7%)	16 (11.3%)	15 (10.6%)	142

(2) 大森駅周辺地区

全72事業のうち54事業が完了、8事業が着手済、5事業が継続実施です。
未実施は5事業あり、事業進捗率は93.0%です。

表6 旧基本構想における大森駅周辺地区の特定事業進捗状況

区分	令和2(2020)年度まで			継続実施	合計
	完了	着手済	未実施		
公共交通	5	—	—	—	5
道路	22	1	—	—	23
交通安全	—	7	—	—	7
建築物	15	—	1	1	17
その他	12	—	4	4	20
全事業 (進捗率)	54 (75.0%)	8 (11.1%)	5 (6.9%)	5 (6.9%)	72

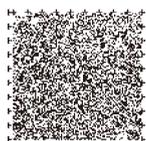


(3) さぼーとぴあ周辺地区

全17事業のうち8事業が完了、6事業が着手済、2事業が継続実施です。
未実施は1事業あり、事業進捗率は94.1%です。

表7 旧基本構想におけるさぼーとぴあ周辺地区の特定事業進捗状況

区分	令和2(2020)年度まで			継続実施	合計
	完了	着手済	未実施		
道路	4	2	1	—	7
交通安全	—	4	—	—	4
建築物	4	—	—	—	4
その他	—	—	—	2	2
全事業 (進捗率)	8 (47.0%)	6 (35.3%)	1 (5.9%)	2 (11.8%)	17



資料4 大田区移動等円滑化推進協議会設置要綱・委員名簿

大田区移動等円滑化推進協議会設置要綱

平成22年12月16日

22まま発第10474号区長決定

改正 平成25年1月16日24まま発第11266号区長決定

平成29年8月30日29ま計発第10962号区長決定

令和元年10月16日31ま計発第11430号部長決定

令和2年8月27日2ま計発第10821号区長決定

(設置)

第1条 大田区が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の趣旨に基づき策定する大田区移動等円滑化の方針及び計画について検討及び推進するために、大田区移動等円滑化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、大田区移動等円滑化の方針及び計画の策定及び推進に必要な調査及び検討を行い、その結果を区長に報告する。

(構成)

第3条 協議会は、区民、学識経験者、事業者、関係行政機関職員及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員50人以内をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌々年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、委員長が招集する。ただし、やむを得ない理由により、委員長が必要と認めるときは、書面その他の方法によることができる。

2 協議会の議事は、委員長が行う。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会へ出席をさせて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会で協議すべき事項は、区長が定める。

3 前2条の規定は、部会に準用する。この場合において、前2条中「協議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

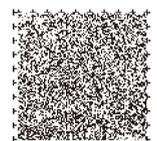
(庁内検討委員会)

第8条 協議会は、具体的事項を調査するため、大田区移動等円滑化推進庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

2 庁内検討委員会は、区職員により構成する。

(謝礼)

第9条 委員に対する謝礼は、まちづくり推進部長が別に定める。



(事務局)

第10条 協議会、部会及び庁内検討委員会の事務局は、大田区まちづくり推進部都市計画課及び福祉部福祉管理課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、まちづくり推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年12月17日から施行する。

付 則 (平成25年1月16日24まま発第11266号区長決定)

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に、この要綱による改正前の第3条の規定に基づく大田区移動等円滑化推進協議会の委員である者は、この要綱による改正後の第3条の規定に基づく大田区移動等円滑化推進協議会の委員（以下「新委員」という。）として委嘱し、又は任命された者とみなす。この場合において、新委員としての任期は、この要綱による改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

付 則 (平成29年8月30日29ま計発第10962号区長決定)

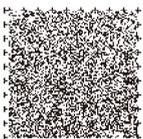
この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (令和元年10月16日31ま計発第11430号部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (令和2年8月27日2ま計発第10821号区長決定)

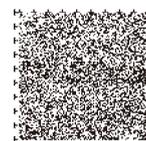
この要綱は、令和2年10月1日から施行する。



大田区移動等円滑化推進協議会委員名簿

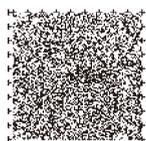
委嘱期間:令和4年8月1日～令和7年3月31日

区分	所属	現職	氏名	
学識経験者	東洋大学	名誉教授	高橋 儀平	
	日本大学 理工学部	准教授	江守 央	
	コ・ラボ	代表	西野 亜希子	
区民等	NPO法人 大身連	理事長	宮澤 勇	
	大田区肢体障害者福祉協会	副会長	牛久 秀美	
	大田区視覚障害者福祉協会	副会長	杵鞭 勝彦	
	大田区聴覚障害者協会	会長	一色 ふみ子	
	大田区手をつなぐ育成会	あんしんネット部 部長	橋本 明子	
	大田区精神障害者家族連絡会	幹事	福田 章子	
	大田区シニアクラブ連合会	副会長	長野 真弓	
	大田区自治会連合会	理事	海老澤 信吉	
	大田区商店街連合会	副会長	岩下 充博	
	共に生きるまち大田		粟田 修平	
	旅客施設 及び車両等	鉄道	東日本旅客鉄道株式会社	首都圏本部 企画総務部 経営戦略ユニット マネージャー
東急電鉄株式会社			経営戦略部 総括課 課長	五島 雄一郎
京浜急行電鉄株式会社			鉄道本部 鉄道統括部 事業統括課長	塚平 英児
バス		東京モノレール株式会社	総務部 課長	佐藤 圭
		東京都 交通局	総務部 技術調整担当課長	山本 康裕
		東急バス株式会社	計画部 運輸営業グループ 課長	石 洋一
道路管理者	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所	交通対策課 建設専門官	池田 勝彦	
		東京都 建設局	第二建設事務所 管理課長	鈴木 義治
	大田区 都市基盤整備部	地域基盤整備第一課長	谷田川 泰	
		地域基盤整備第二課長	武藤 和志	
		地域基盤整備第三課長	久保 輝幸	
		公園課長	中山 岳人	
		地域基盤整備第一課長(再掲)	谷田川 泰	
		地域基盤整備第二課長(再掲)	武藤 和志	
	地域基盤整備第三課長(再掲)	久保 輝幸		
	交通管理者 (公安委員会)	警視庁 大森警察署	交通課長	小楠 英之
		警視庁 田園調布警察署	交通課長	小林 肇
警視庁 蒲田警察署		交通課長	佐藤 英樹	
警視庁 池上警察署		交通課長	杉野 隆平	
関係行政機関	国土交通省 関東運輸局	交通政策部 バリアフリー推進課長	宮澤 豊	
	東京都 都市整備局	都市基盤部 地域公共交通担当課長 交通政策担当課長兼務	飯箸 俊一	
大田区	企画経営部	企画調整担当課長	野村 朋宏	
		施設保全課長	宮本 知明	
	地域力推進部	地域力推進課長	大淵 ひろみ	
	福祉部	副参事(地域共生推進担当)	青木 文	
	まちづくり推進部	部長	西山 正人	
		都市計画課長	瀬戸 隆司	
		公共交通・臨海部担当課長	神保 徳幸	
	鉄道・都市づくり部	拠点整備第一担当課長	濱田 義昭	
		拠点整備第二担当課長	浦瀬 弘行	
	教育総務部	教育施設担当課長	田中 佑典	
		指導課長	早川 隆之	

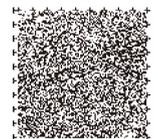


資料5 改定までの検討経過

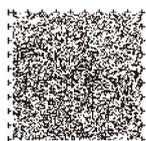
年月日	会議等の名称(開催方法)	主な検討内容
R3.6.21	第1回庁内検討委員会 (書面)	<ul style="list-style-type: none"> ・「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」について ・改定に向けた課題と方針について ・スケジュール及び検討内容について ・事業者アンケートについて
R3.7.7	第26回協議会(対面)	<ul style="list-style-type: none"> ・「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」について ・改定に向けた課題と方針について ・スケジュール及び検討内容について ・事業者アンケートについて
R3.7.30～ R3.8.20	事業者アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーの現状や今後の方針等について ・配布数144票、回収数76票
R3.10.19	第1回区民部会(書面)	<ul style="list-style-type: none"> ・「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」について ・令和3・4年度スケジュール ・まち歩き点検の実施概要
R3.10.28	まち歩き点検(対面)	<ul style="list-style-type: none"> ・蒲田駅周辺地区(3ルート)
R3.11.9	まち歩き点検(対面)	<ul style="list-style-type: none"> ・大森駅周辺地区(1ルート) ・さぼーとぴあ周辺地区(1ルート)
R3.11.25～ R3.12.7	第2回庁内検討委員会 (書面)	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールの変更について ・特定事業計画進捗状況の報告 ・事業者アンケートの結果報告 ・まち歩き点検の結果報告
R3.11.25～ R3.12.7	第27回協議会(書面)	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールの変更について ・特定事業計画進捗状況の報告 ・事業者アンケートの結果報告 ・まち歩き点検の結果報告
R3.12.20	第2回区民部会 (対面)	<ul style="list-style-type: none"> ・まち歩き点検の振り返り ・移動等円滑化に関する課題の整理



年月日	会議等の名称(開催方法)	主な検討内容
R4.1.21	第3回庁内検討委員会 (オンライン)	<ul style="list-style-type: none"> ・第27回協議会(書面)の振り返り ・区民部会のまとめ ・「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」改定の方針について
R4.2.3～ R4.2.17	第28回協議会(書面)	<ul style="list-style-type: none"> ・第27回協議会(書面)の振り返り ・区民部会のまとめ ・「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」改定の方針について
R4.3.3	第1回事業者部会 【事業主体が区以外】 (書面)	<ul style="list-style-type: none"> ・「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」改定の方針について ・特定事業等の設定について ・取組候補事業検討シートの作成及び提出について
R4.4.13	第1回事業者部会 【事業主体が区】(対面)	<ul style="list-style-type: none"> ・「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」改定の方針について ・特定事業等の設定について ・取組候補事業検討シートの作成及び提出について
R4.6.8	第3回区民部会(対面)	<ul style="list-style-type: none"> ・「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」の概要 ・これまでの検討経過について ・特定事業に係るフロー ・事業者回答の報告 ・事業の代替案について
R4.7.7	第2回事業者部会 (対面・オンライン)	<ul style="list-style-type: none"> ・「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」の概要 ・特定事業等について ・特定事業計画について ・事業の代替案について
R4.7.27	第4回庁内検討委員会 (オンライン)	<ul style="list-style-type: none"> ・第28回大田区移動等円滑化推進協議会(書面)の振り返り ・「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」の改定に向けて ・「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」の構成について ・特定事業(案)の進捗報告等について



年月日	会議等の名称(開催方法)	主な検討内容
R4.8.2～ R4.8.16	第29回協議会(書面)	<ul style="list-style-type: none"> ・第28回大田区移動等円滑化推進協議会(書面)の振り返り ・「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」の改定に向けて ・「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」の構成について ・特定事業(案)の進捗報告等について
R4.9.9	第4回区民部会(対面)	<ul style="list-style-type: none"> ・「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」の改定に向けて ・「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」の構成について ・特定事業等の内容及び特定事業計画について ・バリアフリー整備の代替案(ソフト事業)の名称について ・教育啓発特定事業(心のバリアフリー事業)の推進について
R4.10.17	第5回庁内検討委員会(対面)	<ul style="list-style-type: none"> ・「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」の改定素案について ・区(行政)におけるバリアフリーに関する取組一覧について
R4.10.19	第30回協議会(対面)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長の選出 ・「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」の改定素案について
R4.11.16～ R4.12.7	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・意見者数4名、意見数6件
R5.1.6	第6回庁内検討委員会(対面)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントに向けた改定素案の主な変更点について ・パブリックコメント実施結果について ・「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン改定案」について
R5.1.18	第31回協議会(対面)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントに向けた改定素案の主な変更点について ・パブリックコメント実施結果について ・「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン改定案」について



資料6 用語解説

あ行

■移動等円滑化

高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。

■移動等円滑化促進地区

移動等円滑化促進方針（マスタープラン）に定める地区。公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を促進すべき地区として区市町村が定めるもの。

■移動等円滑化促進方針（マスタープラン）

バリアフリー法第24条の2に基づき、鉄道駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を区市町村が定めるもの。

■移動等円滑化の促進に関する基本方針

バリアフリー法第3条に基づき主務大臣が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。

■（バス停の）上屋（うわや）

バス利用者の待合い時における日差しや雨を避けるため、バス停に設置された屋根のこと。

■エスコートゾーン

視覚障がい者用横断帯と言い、横断歩道の中央部に視覚障がい者が認知できる突起を設け、横断歩道内を安全にまっすぐ進めるようにするもの。

■SDGs（エス・ディー・ジーズ）

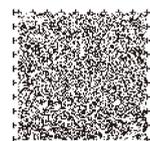
SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。平成27（2015）年の国連サミットにおいて全会一致で採択され、令和12（2030）年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

■オストメイト

直腸・膀胱などの機能障がいにより、お腹に排泄のための「ストーマー（人工肛門・人工膀胱）」を造設している人のこと。排泄物を溜めておく袋（パウチ）を装着している。

■音響式信号機

歩行者用青信号の表示の開始または表示が継続していることを音響により伝達することができる装置を付加した信号機のこと。



か行

■グレーチング

雨水の排水のため、道路などの側溝などに使われている金属製の格子状の蓋。

■合理的配慮

障がいのある人やその家族などから、何らかの配慮を求める意思表示があった場合において、その実施にあたり、過重な負担にならない範囲で、社会的なバリアを取り除くために、必要な工夫や対応を行うこと。

■心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

さ行

■視覚障がい者誘導用ブロック

視覚障がい者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもったブロックのこと。

■重点整備地区

バリアフリー基本構想に定める地区。公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として区市町村が定めるもの。

■障害者差別解消法

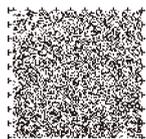
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月1日施行)の略称。
国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に制定された。

■スパイラルアップ

「継続的に改善すること」もしくは「そのしくみ」を指す。事業を「計画 (Plan)・実施 (Do)・評価 (Check)・改善 (Action)」というサイクルで繰り返すとき、一周ごとにより高みに登っていくことで、螺旋のようなイメージになる。これを「スパイラル」と称している。

■生活関連経路

生活関連施設相互間の経路(道路や通路など)のこと。



■生活関連施設

高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、公共・公益施設、福祉・医療施設、文化・教養施設、スポーツ施設、商業施設等の施設のこと。

■センサー付固定式ホーム柵

ホームからの転落や列車との接触事故等を防ぐため、ホームの線路側端の列車のドア部分以外に柵を設け、列車が発車しようとしたときに柵より線路側に人が立つとセンサーが感知し乗務員に知らせる安全装置のこと。

■ソフト

ソフトとは、人の気持ち、社会における制度など、主に「施設」以外に関するものを指す。

た行

■段(だん)鼻(ばな)

階段の段の先端のこと。

■東京都福祉のまちづくり条例

高齢者や障がい者を含めたすべての人(高齢者、障がい者、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力及び生活状況等の異なるすべての人をいう。)が安全・安心に快適に暮らし、訪れることができる社会の実現を図ることを目的として定められた条例。

■特定建築物

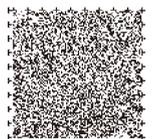
多数の人が利用する建築物のこと(学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム等)。

■特定事業

特定事業とは、重点整備地区における生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各事業者が取り組むバリアフリー化に関する事業であり、バリアフリー法第2条に定める、ハード整備に関する公共交通特定事業、道路特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業等と、ソフト対策に関する教育啓発特定事業のことをいう。バリアフリー基本構想に定めた特定事業には、特定事業計画の作成とその計画に基づく事業の実施が義務付けられる。

■特定事業計画

バリアフリー基本構想に記載された特定事業(バリアフリー化に関する事業)に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、建築物特定事業計画、交通安全特定事業計画等がある。



■特別特定建築物

不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物のこと（特別支援学校、病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場、博物館、美術館、図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局、理髪店、銀行、車両の停車場、駐車施設、公衆便所、公共用歩廊等）。

な行

■ノンステップバス

低床型のバス的一种で、車両内で階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。

は行

■ハード

ハードとは、建物、道路、駅及び設備等、主に「施設」に関するものを指す。

■白杖

視覚障がい者が歩行の際に、前方の路面を触擦して使用する白い杖。身体障害者福祉法や福祉用具の分類における名称は盲人安全つえ。

■パブリックコメント(区民意見公募手続)

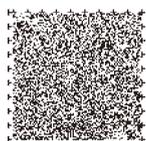
区(行政)の計画、方針、条例等の策定に当たり、区のお考え方を案の段階から広く公表し、区民等からの意見、提案、情報を求め、有益な意見等を考慮して意思決定を行う一連の手続のこと。

■バリアフリー

高齢者や障がい者などが社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。もともと住宅建築用語で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

■バリアフリー基本構想

バリアフリー法第25条に基づき、区市町村が、鉄道駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区(重点整備地区)について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関して定める構想。



■ バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年12月20日施行）の略称。従来の交通バリアフリー法では大規模な鉄道駅等の旅客施設を中心として、周辺道路や信号機等のバリアフリー化を図ることが目的とされていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を促進していくための枠組みとして、建築物のバリアフリーに関する法律であるハートビル法と交通バリアフリー法が一体化した法制度となったもの。

■ バリアフリールート

高齢者、障がい者等が円滑に移動できる経路。十分な有効幅員の確保や段差・高低差の解消が図られていることが必要となる。

■ PDCA(ピーディーシーイー)サイクル

プロジェクトの実行に際し、計画をたて(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)に基づいて改善(Action)を行うという工程を継続的に繰り返す仕組み(考え方)。

■ 筆談用具

聴覚に障がいのある人とコミュニケーションをとる際、紙などに文字を書いてやりとりをする「筆談」を行うための補助用具。ホワイトボードや磁気式の筆談ボード、感圧式の液晶パネルを用いた電子パッド、筆談が可能なタブレット端末等がある。

■ フラッシュライト

火災等の非常時の情報を非常ベルの音の代わりに、主に聴覚障がい者や高齢者に対し、光の点滅により伝達する装置のこと。

■ プラットホーム

鉄道駅において旅客の列車への乗降、または貨物の積み下ろしを行うために線路に接して設けられた台。略してホームと呼ばれることが多い。

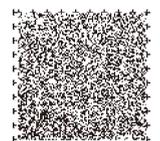
■ ホームドア(柵)

駅のホームの縁端に設けられた、ホームと線路を仕切る柵(ドア)。ホーム上の利用者が線路内に立ち入ったり、転落したりするのを防ぐなど安全を確保できる。

ま行

■ まち歩き点検

バリアフリーに関する具体的な問題点や課題を抽出するため行う現地点検。



や行

■ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別及び国籍等にかかわらず多様な人びとが利用しやすいように考えて、都市や生活環境をデザインすること。その対象は、都市施設や製品にとどまらず、教育、文化及び情報提供等に至るまで多岐にわたっての展開が考えられる。

■Uni-Voice(ユニボイス)

印刷物の文字情報を格納した二次元コード。特定非営利活動法人日本視覚障がい情報普及支援協会(JAVIS)が開発した。スマートフォンや携帯電話、専用読み取り装置で情報を音声にすることができる。

わ行

■ワークショップ

ワークショップ(Work Shop)とは、「作業場」「工房」などの意味を持つ言葉で、何かについてのアイデアを出し合い、意思決定をする研究集会のことであり、様々な人が集まり、共通の体験、共同作業及び体験の意見交換などにより相互理解を図り、新しい発見をし、問題解決の工夫を考える場のことをいう。

